

# 産業廃棄物処理業者の皆様へ

大阪府では、電子 manifests の普及促進に努めています。

処理業者の皆様におかれましても電子 manifests の導入にご協力をお願いします！

## 電子 manifests の導入にご協力を！

大阪府では、電子 manifests の普及促進に努めるとともに、府は自らが排出する産業廃棄物についても電子 manifests の使用に努めることとしています。

電子 manifests を利用するためには、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の三者が、電子 manifests システムに加入していることが必要です。

つきましては、産業廃棄物処理業者の皆様にも、電子 manifests システムに加入していただきますよう、ご協力をお願いします。

## 電子 manifests のメリット

### ◆ manifests の返送が不要

➡ manifests 返送における紛失等の防止

### ◆ manifests の保存が不要

➡ 保存義務（5年間）違反への注意が不要

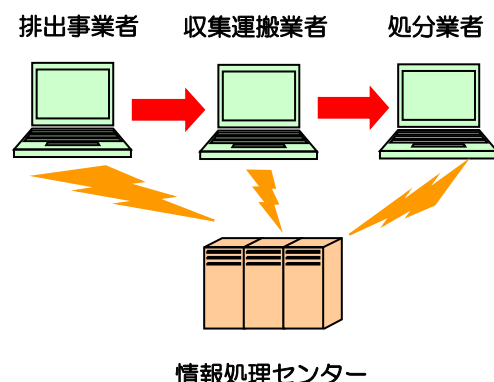
### ◆ manifests 情報の管理（集計、加工、保存）が可能

➡ 法令で定める帳簿記載事項のダウンロード可能

### ◆ パソコンや携帯電話から簡単に報告確認が可能

➡ 事務処理の効率化

※ 電子 manifests システムに加入するなどの基準を満たす処理業者の許可の更新期間を現在の5年から7年に延長する優良認定制度が利用できます。



※ 収集運搬業者は、基本料（1年間13,200円）のみ必要です。（使用料は必要ありません。）

## 電子 manifests システムについての問合せ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階

TEL・・・0800-800-9023（フリーアクセス）

03-5275-7023

ホームページ・・・<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>